

9 津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域」について

(港湾課)

平成24年6月13日に「津波防災地域づくりに関する法律」(以下「津波法」という。)が施行され、津波法第53条第1項の規定により、都道府県は、国が策定した基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」に指定することができるとされており、県では、平成29年3月31日、「津波災害警戒区域」の指定を行っている。

(1) 津波災害警戒区域とは

- ・津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である。
- ・基準水位も併せて公表している。
- ・津波災害警戒区域は、津波浸水想定に基づいて作成している。

(2) 津波災害警戒区域指定の目的

- ・区域指定により、区域を含む市町ではハザードマップの作成や避難訓練の実施、避難場所や避難路の確保等が義務付けられるなど、避難警戒体制の整備が促進される。
- ・基準水位により、津波からの効率的な避難対策が可能となる。津波から避難するまでの有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となる。

図-85 津波災害警戒区域（基準水位）について

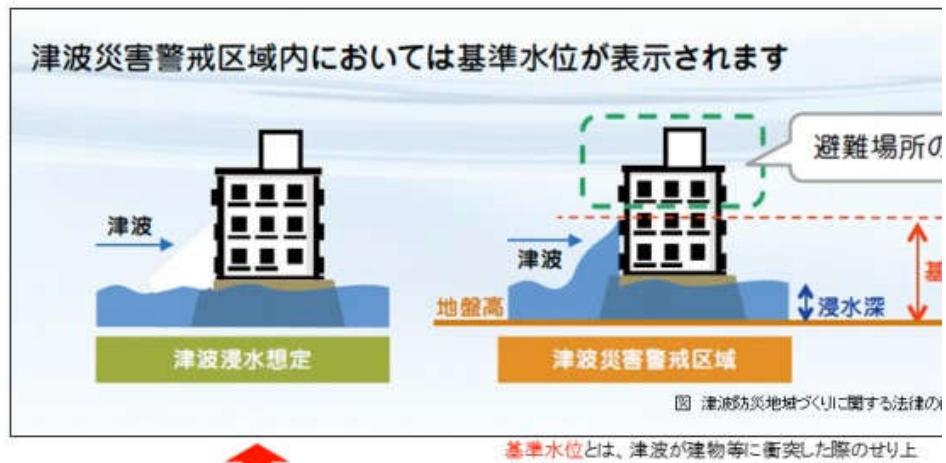


図-86 津波浸水想定図（略図）

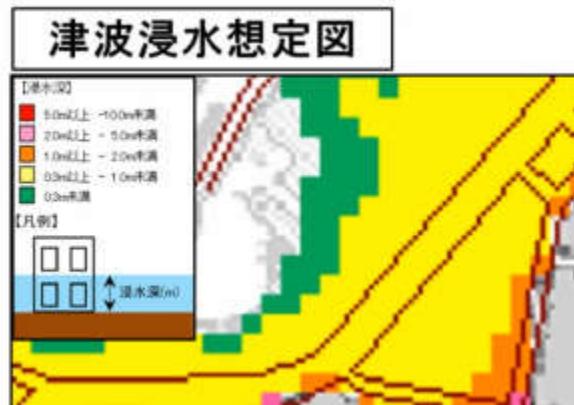
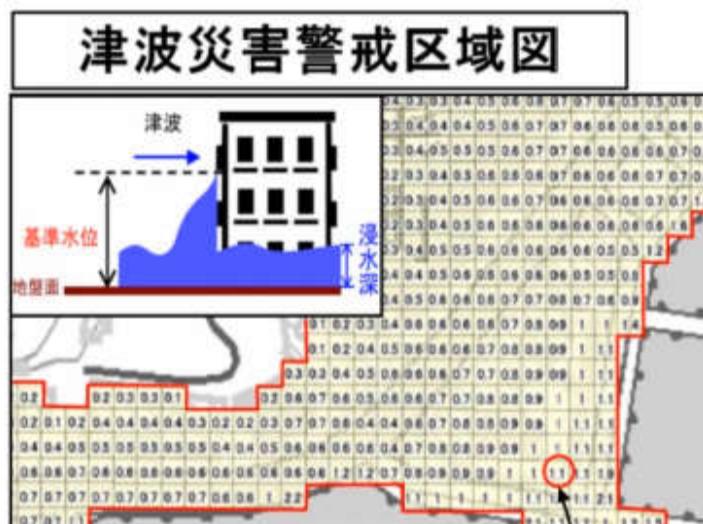


図-87 津波災害警戒区域（略図）



区域：津波浸水想定での区域（浸水深1cm以上）を基本

薄黄色で着色されたメッシュで囲まれた区域が警戒区域となる。

表示：12.5mメッシュごとに基準水位（10cm単位）を記載

（3）留意事項

- ・基準水位の算出に用いた「地形（標高）データは、平成21年の地形図の等高線及び平成23年の航空レーザー測量または写真測量の結果をもとにしているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合がある。」
- ・津波災害警戒区域の設定は、津波浸水想定図の範囲を基本としているが、地域の実情に留意し安全側となるように、以下のような場合などに基準水位が表示されていない区域をバッファゾーンとして設定している箇所がある。
 - 沿岸で新たに埋め立てられたところで、それより内陸で基準水位が表示されているが、新たな埋立地等で基準水位が表示されていない場合

総則 第2節 長崎県における地震の想定

- ・ある程度広いエリアで基準水位が表示されている中で、数区画のみ表示されていない場合
- ・海水浴場や砂浜等の海域との境界で、基準水位が表示されていない場合
- ・背景地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1413号）道路や建物、海岸線河川の形状等が現況と異なっている場合がある。なお、埋立地において新たに埋め立てられた情報を得たものについては追記しているところがある。

（4） 今後の取組について

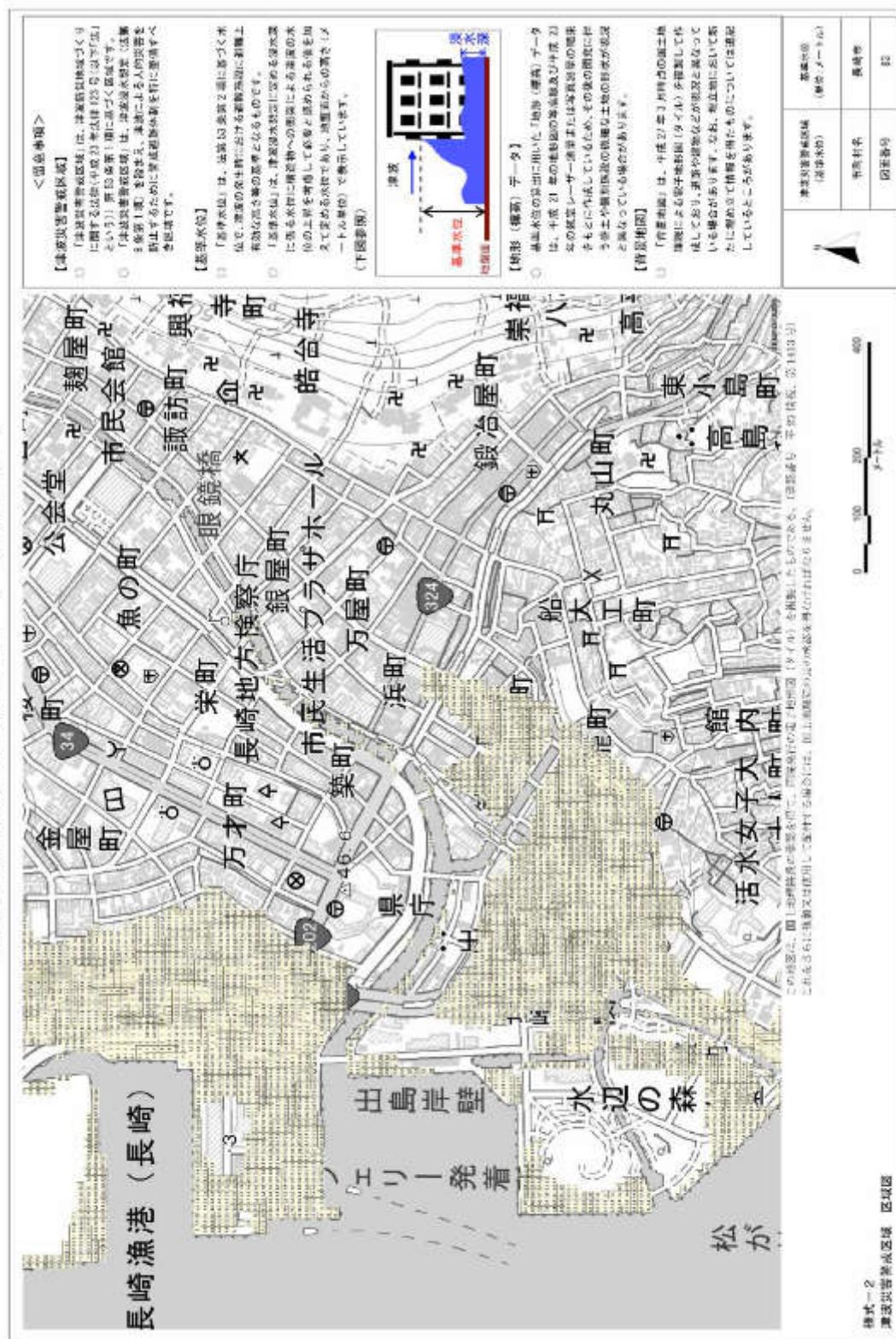
- ・津波災害警戒区域の指定を受けて、区域を含む市町は津波法第54条の規定により、市町村地域防災計画において、次の事項を定めることが義務付けられる。
 - ・津波に関する予報又は警報の発令及び伝達
 - ・避難場所、避難経路
 - ・市町村長が行う津波避難訓練の実施
 - ・地下街等・防災上の配慮を有する者の利用施設の名称及び所在地
- ・津波法第55条の規定により、区域を含む市町はハザードマップの作成・配布が義務付けられる。
- ・市町の地域防災計画で「避難促進施設」に位置付けられた「社会福祉施設、学校、病院」などの施設においては、「避難確保計画」の作成と市町長への報告及び公表、避難訓練の実施などに取り組んでいく必要が生じる。
- ・宅地建物取引業者においては、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域にある旨を説明することが必要となる。（民間事業者に義務化）
- ・県は、市町の取り組みに対し技術的な支援や助言を行うとともに、今後、総合的な津波防災対策として、関係部局や市町との連絡・協議体制を強化していく。
 - ・総合的な支援、助言・・・防災企画課
 - ・技術的な支援、助言・・・港湾課

（5） 津波災害警戒区域図

ここでは、代表的な市町の津波警戒区域図を例示する。なお、全1828枚の津波災害警戒区域図は、長崎県ホームページで閲覧可能となっている。

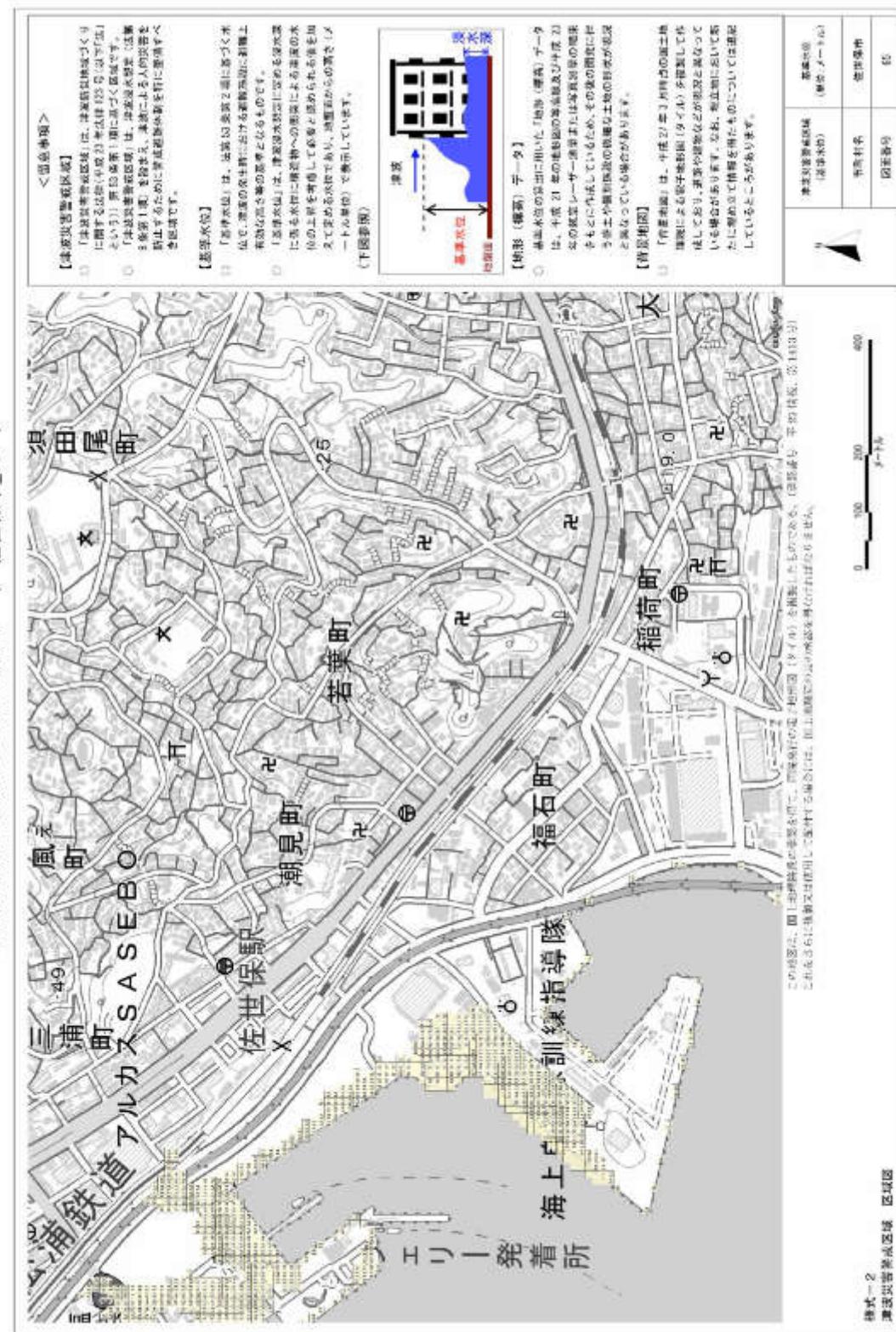
総則 第2節 長崎県における地震の想定

図-88 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 長崎市_83



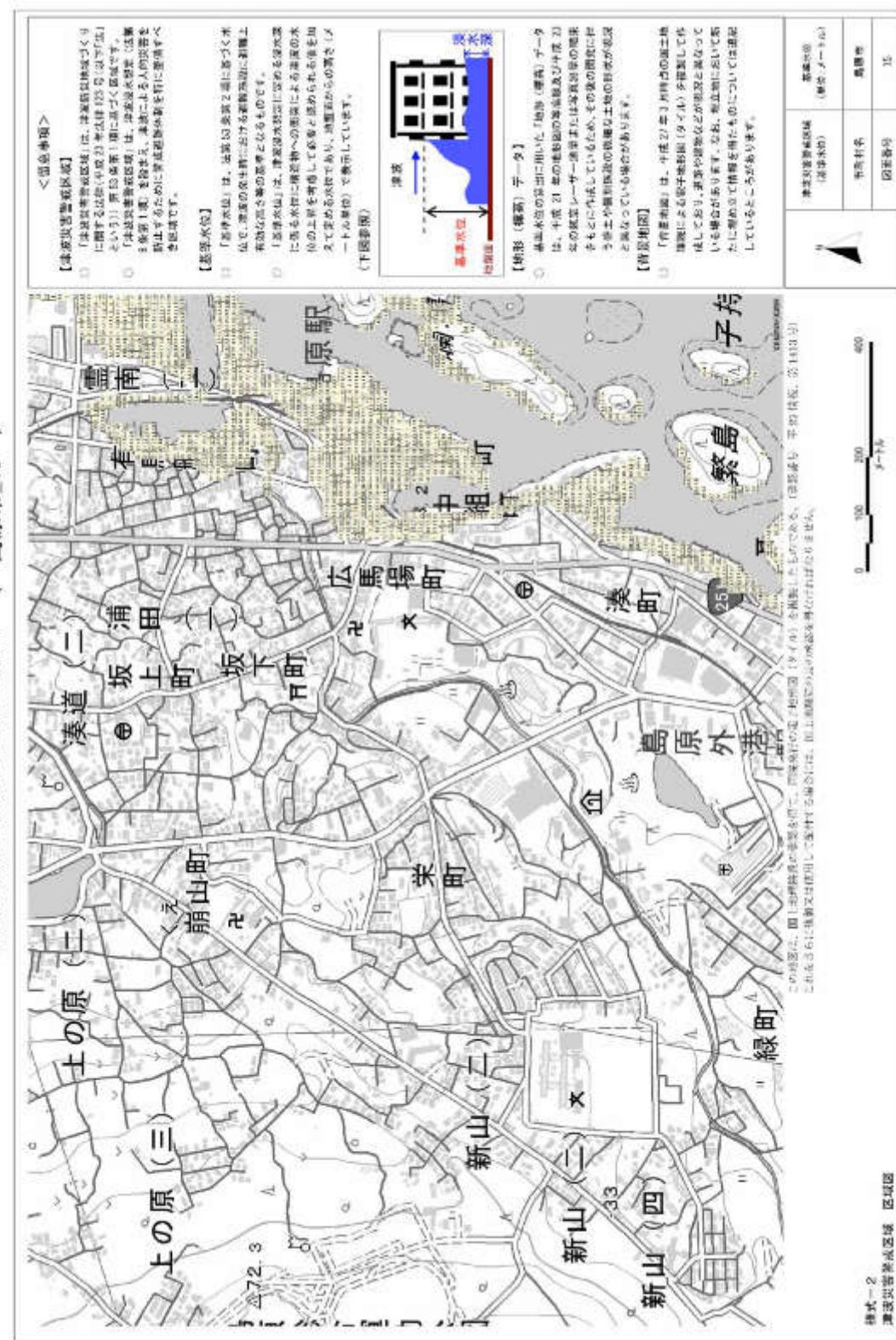
総則 第2節 長崎県における地震の想定

図-89 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 佐世保市_65



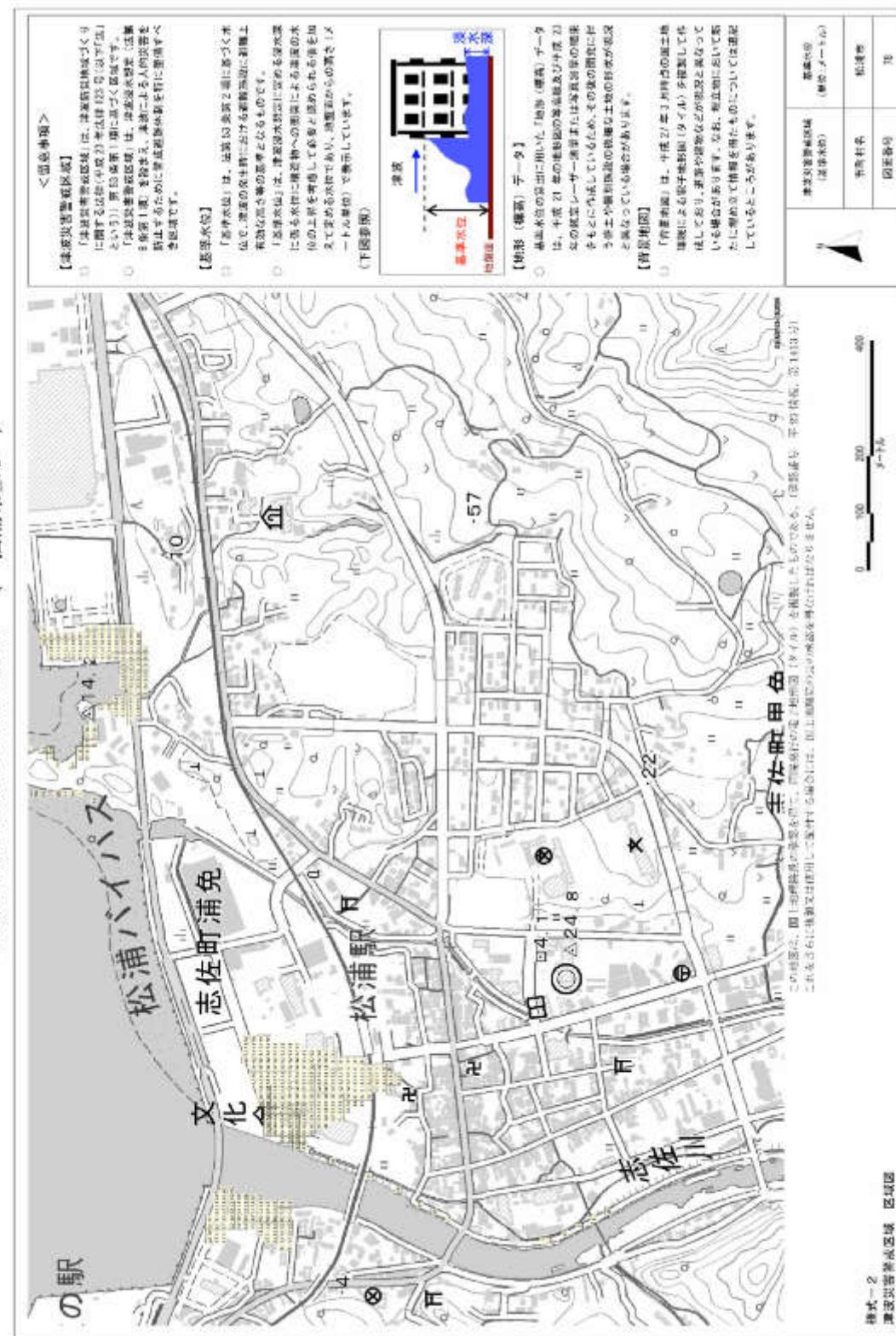
総則 第2節 長崎県における地震の想定

図-90 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 島原市_15



総則 第2節 長崎県における地震の想定

図-91 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 松浦市_78



総則 第2節 長崎県における地震の想定

図-92 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 対馬市_258



総則 第2節 長崎県における地震の想定

図-93 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 壱岐市_57

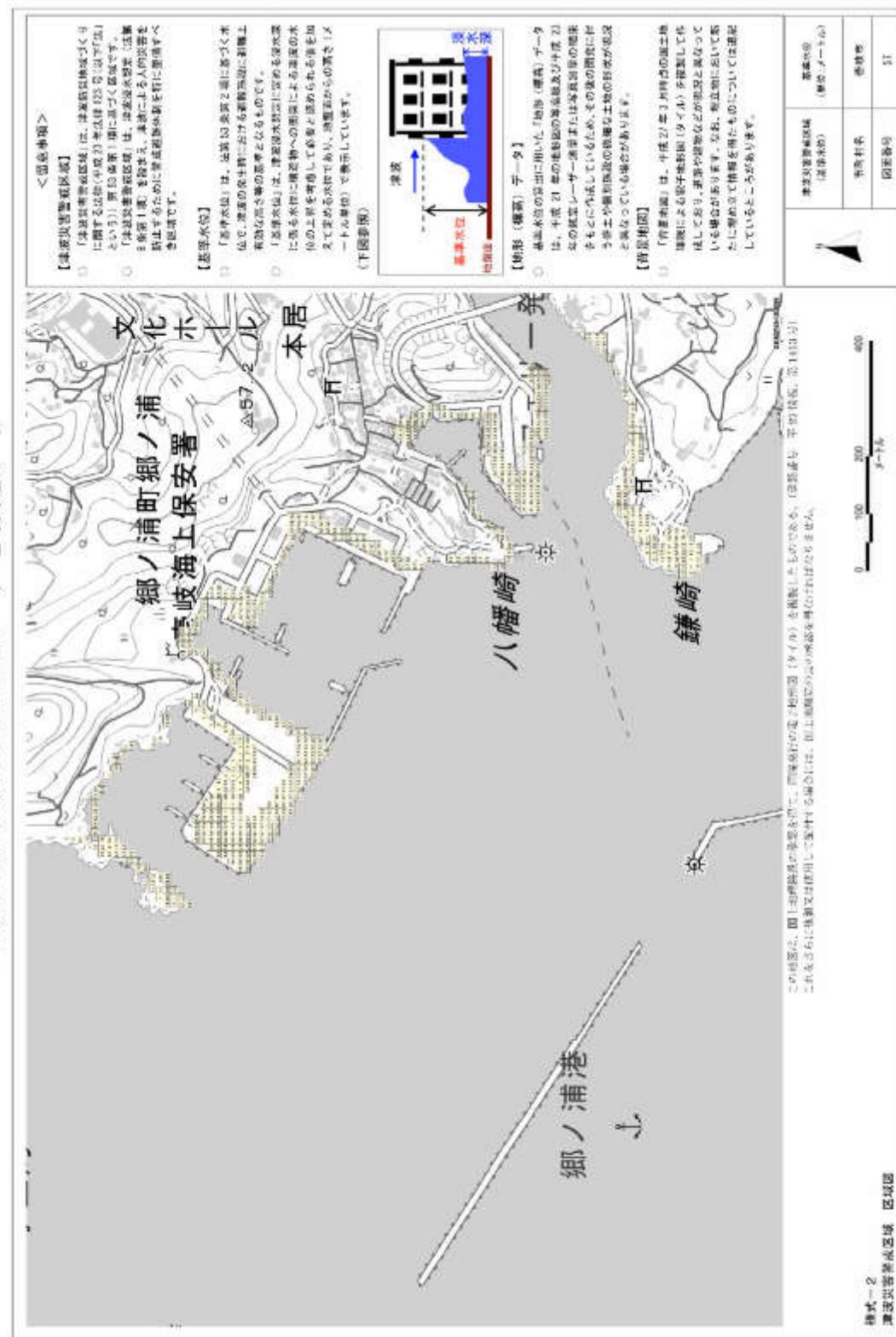
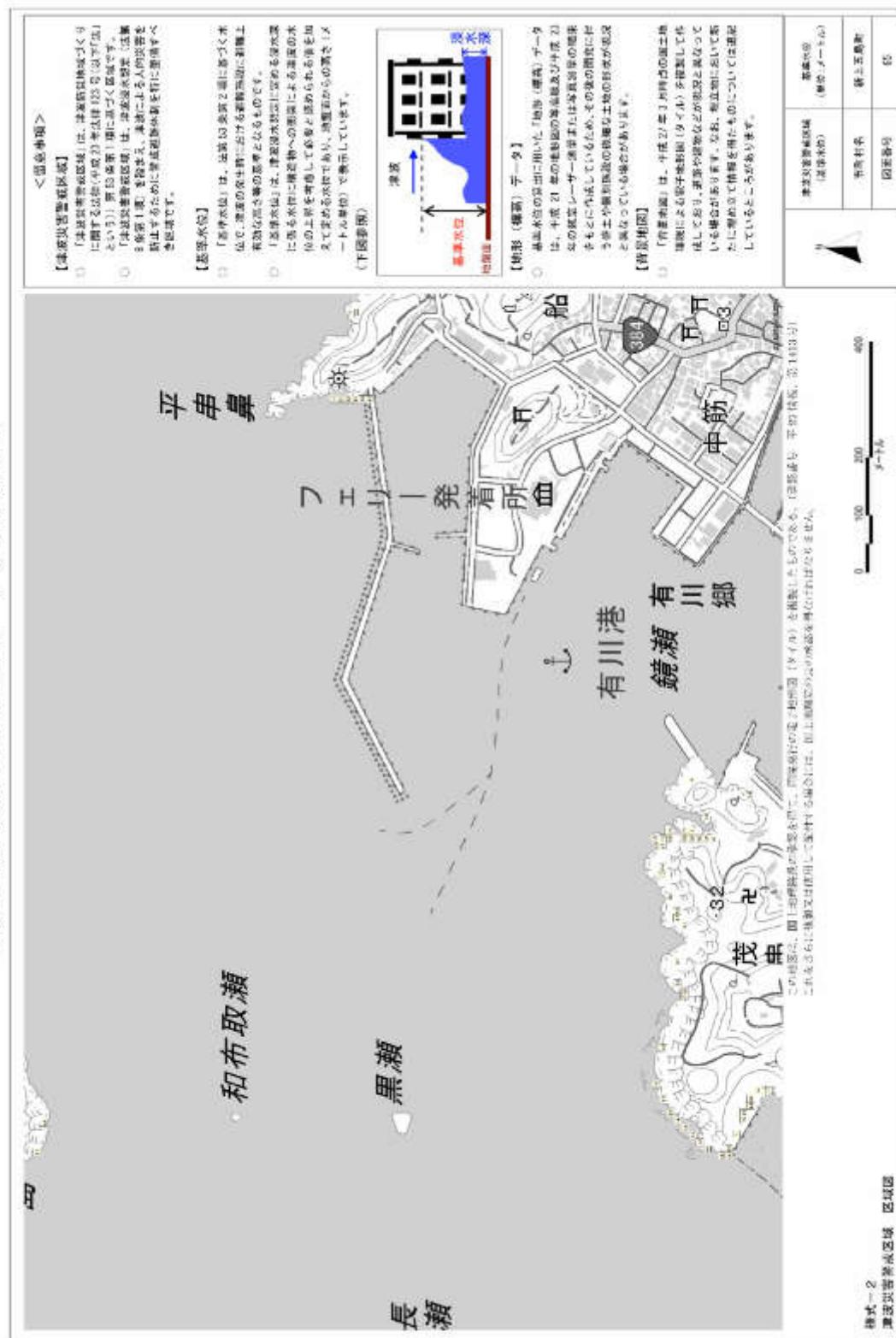
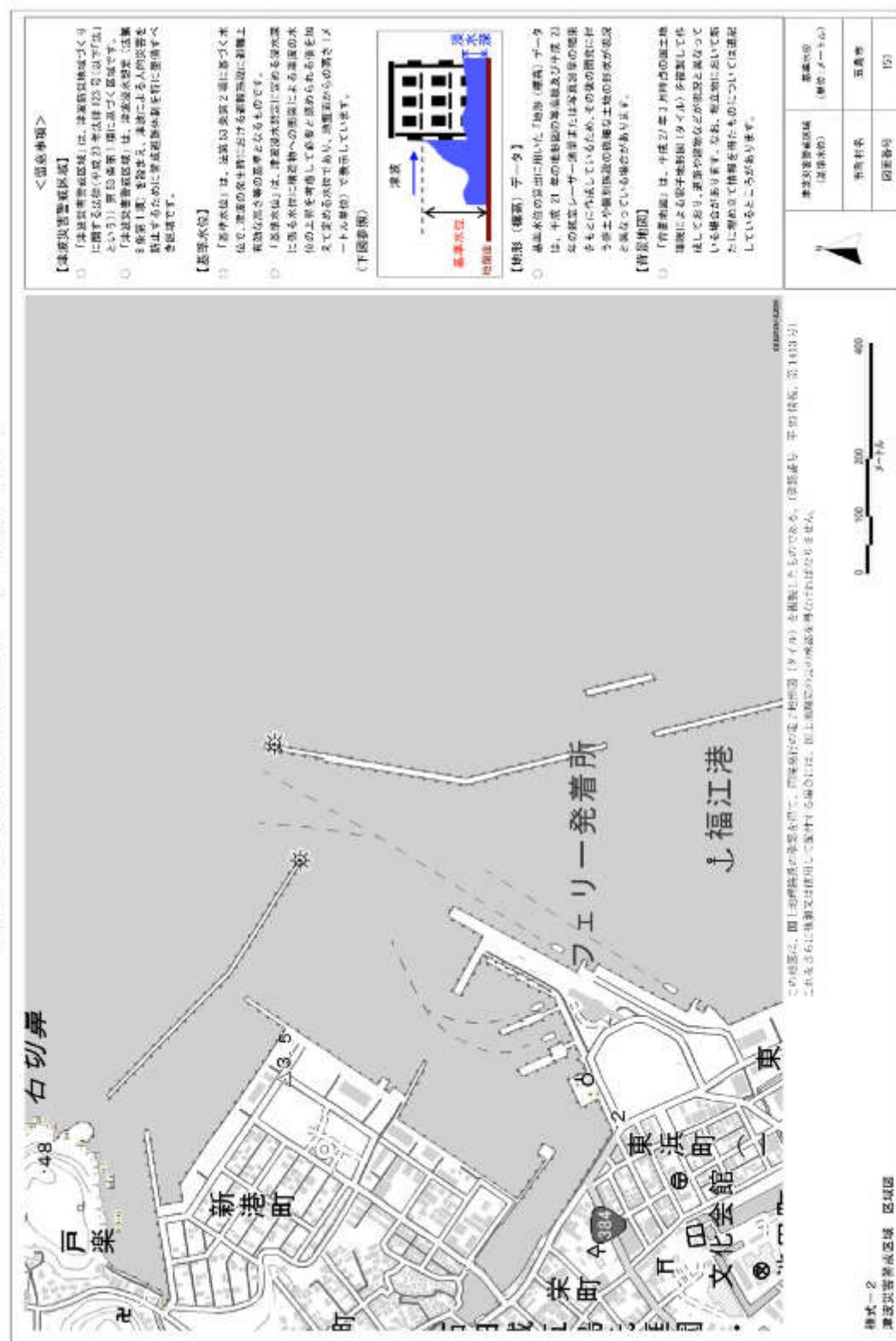


図-94 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 新上五島町_65



総則 第2節 長崎県における地震の想定

図-95 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 五島市_151



第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

(関係課：関係機関)

1 実施責任

(1) 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要としたときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(2) 市町

市町は、市町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関及び他の指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震火災から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

2 処理すべき事務または業務の大綱

(1) 県

機関の名称	事務または業務の大綱
県	1 地震防災に関する組織の整備 2 自主防災組織の育成指導 3 防災知識・思想の普及等県民の地震対策の促進 4 防災訓練の実施 5 地震防災における施設等の緊急整備 6 地震に関する災害予警報等情報の収集伝達 7 災害広報 8 避難指示に関する事項 9 水防その他の応急措置 10 市町の実施する被災者の救助の応援及び調整 11 災害救助法に基づく被災者の救助 12 災害時の防疫その他の保健衛生に関する応急措置 13 市町の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、調整 14 被災児童・生徒等に対する応急の教育 15 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置

総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

	16 農産物、家畜、林産物及び水産物に関する応急措置 17 緊急輸送の確保及び緊急車両の確認 18 交通規制 19 犯罪の予防、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置 20 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 21 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 22 その他地震災害発生の防止または拡大防止のための措置
--	---

(2) 市町

機関の名称	事務または業務の大綱
市町	1 地震防災に関する組織の整備 2 自主防災組織の育成指導 3 防災知識・思想の普及等住民の地震対策の促進 4 防災訓練の実施 5 地震防災における施設等の緊急整備 6 災害予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報を含む）の収集伝達 7 災害広報 8 避難指示 9 水防その他の応急措置 10 被災者の救助 11 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 12 消防活動及び浸水対策活動 13 被災児童・生徒等に対する応急の教育 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 16 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 17 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 18 その他地震災害発生の防止または拡大防止のための措置

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の大綱
[九州管区警察局]	1 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 2 広域的な交通規制の指導調整 3 災害時における他管区警察局との連携 4 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整 5 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整 6 災害時における警察通信 7 津波警報の伝達
[九州総合通信局]	1 非常通信体制の整備に関すること。 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること。 4 災害時における電気通信の確保に関すること。 5 非常通信の統制、監理に関すること。 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
[福岡財務支局 長崎財務事務所]	1 災害時における財政金融の適切な措置並びに、関係機関との連絡調整 2 国有財産の無償貸付等の措置

総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

[九州厚生局]	1 被災地域内の国立病院・医療所による医療活動及び救護班の派遣 2 被災地域外の国立病院・療養所による救護班の派遣及び後方医療活動
[長崎労働局]	1 工場、事業所の被災状況の把握 2 二次災害防止のための工場、事業所、労働災害防止団体等に対する指導 3 り災者の就職斡旋に関すること
[九州農政局]	1 被害状況の把握・報告に関すること 2 応急用食料の調達・供給に関すること 3 一般食料の安定供給対策に関すること 4 農地、農業用施設等の災害復旧事業に関すること 5 災害に強い国土と農業基盤の整備に関すること 6 その他防災に關し九州農政局の所掌すべきこと
[九州森林管理局]	1 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の災害復旧 4 災害対策復旧用資材の供給 5 森林火災予防対策
[九州経済産業局]	1 災害時における物資の対策及び物価の安定 2 被災商工業者に関する金融、税制及び労働に関すること
[九州産業保安監督部]	1 被災鉱山に対する施設の保全、危害及び鉱害防止対策に関すること。 2 危険物の保全
[九州地方整備局]	1 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 2 直轄河川の水防に関すること。 3 直轄国道の防災に関すること。 4 港湾、海岸災害対策に関すること。 5 高潮、津波災害等の予防に関すること。 6 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 7 その他防災に關し九州地方整備局の所掌すべきこと。
[九州運輸局] (長崎運輸支局) (佐世保海事事務所)	1 交通施設の整備及び設備の整備に関する指導 2 宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導 3 所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導 4 災害時における所管事業に関する情報の収集 5 災害時における輸送機関等の後方、宣伝指導 6 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整 7 緊急輸送命令
[大阪航空局 長崎空港事務所]	1 空港の完全な状態の維持管理 2 密集地帯上空の低空飛行の禁止 3 航空機救難に關し、非常の際は自衛隊の協力を得て、損害を最小限に止めるための緊急措置の実施
[国土地理院 九州地方測量部]	1 地殻変動の監視に関すること 2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること 3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
[福岡管区気象台] (長崎地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあたっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
[第七管区 海上保安本部] (長崎海上保安部、	1 海難の際の人命、積み荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の援助及び防災活動 2 災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及

佐世保海上保安部、 対馬海上保安部、 三池海上保安部、 唐津海上保安部)	び指示誘導並びに災害の拡大防止 3 災害時における海上緊急輸送及び治安の維持 4 海上において、人命、積み荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督
[九州地方環境事務所]	1 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2 環境監視体制の支援に関すること 3 ペットの救護等に係る支援に関すること
[九州防衛局]	1 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 2 災害時における自衛隊及び米軍との連絡調整の支援

(4) 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
[陸上自衛隊 第16普通科連隊]	1 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 2 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

(5) 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
[日本郵便㈱] (大村郵便局)	1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
[九州旅客鉄道㈱] 長崎支社]	1 輸送施設の整備と安全輸送の確保 2 災害対策用物資の緊急輸送 3 災害時の応急輸送対策 4 被災施設の調査と災害復旧
[西日本電信電話㈱] 長崎支店]	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急電話の取り扱い 3 被災施設の調査と災害復旧
[日本銀行長崎支店]	1 災害時における金融機関の災害応急対策
[日本赤十字社 長崎県支部]	1 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 2 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 3 救援物資及び義援金の募集業務
[日本放送協会 長崎放送局] [長崎放送㈱] [㈱テレビ長崎] [㈱長崎新聞社] [長崎文化放送㈱] [㈱長崎国際テレビ] [㈱エフエム長崎]	1 防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 災害状況及び災害対策などの周知徹底
[西日本高速道路㈱] 九州支社]	1 災害時における輸送路の確保 2 有料道路の災害復旧
[一般社団法人 長崎県医師会]	1 民間病院に対する病院防災マニュアル作成の指導 2 被災地域での医療活動及び被災地域への救護班の派遣 3 被災地域内の民間医療機関に対するライフライン事業者等への応急復旧要請の支援
[日本通運㈱長崎支店]	1 災害時における緊急陸上輸送
[九州電力㈱長崎支店]	1 災害時の電力供給 2 被災施設の調査と災害復旧

総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

	3 電力施設の災害予防措置
[西部ガス(株)長崎支店]	1 災害時のガス供給 2 被災施設の調査と災害復旧
[島原鉄道(株)]	1 輸送施設の整備と安全輸送の確保
[松浦鉄道(株)]	2 災害対策に係る要員及びその携行物資の緊急輸送 3 災害時の応急輸送対策 4 被災施設の調査と災害復旧
[九州旅客船協会連合会]	1 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 2 災害時の応急輸送
[一般社団法人 長崎県バス協会]	1 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 2 災害時の応急輸送
[公益社団法人 長崎県トラック協会]	1 災害時における救助物資等の輸送の確保 2 災害時の応急輸送
[一般社団法人 長崎県建設業協会]	1 災害時における啓開作業及び公共施設等の応急対策業務の協力

(6) 関係機関

機関の名称	事務または業務の大綱
[国立長崎大学 附属病院]	1 被災地域での医療活動及び被災地域への救護班の派遣 2 被災地域外での後方医療活動
[一般社団法人 長崎県薬剤師会]	1 医薬品等の適正使用の指導 2 医薬品等の保管・管理及び確保
[特定非営利活動法人 長崎県水難救済会]	1 災害時、海上における海難救助活動

第2章 地震災害予防計画

- 第1節 防災知識・思想の普及
- 第2節 自主防災活動
- 第3節 消防団の育成・強化
- 第4節 地震防災訓練の実施
- 第5節 防災都市・地域づくり計画
- 第6節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画
- 第7節 震災予防の調査・観測体制
- 第8節 火災予防対策の推進
- 第9節 建築物等災害予防対策の推進
- 第10節 防災業務施設の整備
- 第11節 避難地・避難路の整備
- 第12節 緊急輸送活動体制の整備
- 第13節 医療・保健に係る災害予防対策
- 第14節 応急救助等における防災体制の整備
- 第15節 生活福祉に係る災害予防計画
- 第16節 公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画
- 第17節 相互応援体制の確立
- 第18節 眉山対策

第1節 防災知識・思想の普及

(防災企画課：産業政策課：教育庁：県警察本部：長崎地方気象台)

1 計画の方針

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、県民自らが、「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、日頃より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

県は、県内市町と協力して、県民及び各組織等を対象に地震・津波に関する知識と防災対応を啓発指導する。

2 防災知識普及計画

パンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ、インターネット及び報道機関等の媒体の活用、研修会や教育講座の開催や専門家の派遣等により、以下の重点項目に基づき、市町、関係機関、大学等と協力して広く普及を図る。

啓発における重点事項

- ① 平常時の心得に関する事項
 - 家具の転倒防止
 - 建築物の耐震化・付属する塀等の安全性確保の重要性
 - 食料・飲料水の備蓄
 - 非常持ち出し品の準備
 - 災害危険箇所・区域の確認
 - 避難方法、避難場所、家族間の連絡方法の確認
- ② 地震発生時の心得に関する事項
 - 様々な条件下におけるとるべき行動
 - 避難場所での行動

(1) 県民への教育

県は、地震発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

- ① 地震・津波に関する基礎知識
- ② 避難に関わる用語（津波警報、避難指示等）の意味と内容
- ③ 各地域の地震・津波の危険性、過去の被災状況と教訓
- ④ 地震発生時の行動指針等の応急対策
- ⑤ 災害危険区域等に関する知識
- ⑥ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識
- ⑦ 住宅の耐震、火災予防、非常持ち出し品の準備等の平常時の準備
- ⑧ 応急手当等看護に関する知識
- ⑨ 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮と支援と体制
- ⑩ 防災アセスメント結果の公表、周知

予防 第1節 防災知識・思想の普及

県は、防災知識の普及・啓発を効果的に行うために、以下の取組みを実施する。

- ① 市町、関係機関、大学等と連携して総合的な防災に関する実践的指導方法の開発・普及を図る。
- ② 地震疑似体験等による効果を高めるため、県に起震車等疑似体験装置の導入を図り、各地域の防災訓練、研修会等に活用する。
- ③ 市町と連携して、想定地震・津波による浸水区域や浸水深等を表示した津波ハザードマップや標高を等高線により表示した標高マップを作成・周知し、津波に対する注意を喚起する。この場合、マップに表示された内容の意味や性格を的確に伝えるよう努める。

(2) 県職員に対する教育

県職員として、行政を進めるうえで積極的に地震・津波防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行うとともに、全職員向けにパンフレットを作成し、日頃よりの周知徹底を図る。

- ① 地震・津波に関する基礎知識
- ② 長崎県地域防災計画と県が実施している地震・津波対策
- ③ 地震が発生した場合に、職員が具体的にとるべき行動（職員の動員体制と任務分担、情報伝達体制）について、長崎県職員参集ハンドブックを作成・配布
- ④ 地震・津波対策の課題その他必要事項

(3) 教職員の研修及び児童生徒に対する教育

① 教職員の研修

県教育委員会は、教職員に対し、防災教育の研修会等を定期的に行い、指導力の向上を図る。特に、災害時の教職員による避難誘導の重要性を踏まえ、防災知識や学校周辺地域における地震・津波に対する危険性の認識を高め、臨機応変に適切な対応ができる判断力・指導力の向上を図る。

② 児童生徒に対する教育

教職員は、児童生徒に対し、教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害や防災の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の指導を行う。

このため、県教育委員会は、小学校・中学校・県立学校と発育段階に応じた防災に関する実践的な指導方法の開発・普及を行う。

また、日常の教育活動を通じて、児童生徒のボランティア活動への参加を促進し、災害時のボランティア精神の醸成を図る。

③ 学校における防災訓練

校長は、児童生徒が学習した知識をもとに、自ら判断して行動する力をつけるという観点に配慮して、防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 市町における啓発

① 市町長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加すると共に、当該活動を指導するための教育を行う。また、市町は、住民自らが生命、身体または財産を守り、あわせて地域の地震・津波災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。

② 市町は、地域住民等が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持続的に共有し、津波襲来時に適確な避難を行うことができるようハザードマップの作成・見直し・周知・ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための措置を講じる。

③ 企業に対する防災思想の普及

企業に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

また、関係団体と協力して、漁船の所有者等に対して、漁船の係留強化、港外避難等の地震・